

東海市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

## 東海市規則第11号

### 東海市事務分掌規則の一部を改正する規則

東海市事務分掌規則（昭和49年東海市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「女性・子ども課」を「こども課」に改め、同項第4号中「清掃センター」を「リサイクル推進課」に改め、同項第5号中「、中心街整備課」を削り、同条第2項中「東海市立福祉型児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例」を「東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例」に改める。

第3条第1項の表(3)の項中「女性・子ども課」を「こども課」に改め、「主任指導保健師」の次に「、主任指導心理士」を、「、指導保健師」の次に「、指導心理士」を加える。

別表総務部の項交通防犯課の分担事務の欄中(3)から(5)までを削り、(6)を(3)とし、(7)を(4)とし、(8)を(5)とし、同項市民協働課の分担事務の欄に次のように加える。

(7) 男女共同参画の推進及び施策の進行管理に関すること。

(8) 多文化共生に関すること。

別表企画部の項秘書課の分担事務の欄中(8)を削り、(9)を(8)とし、同表市民福祉部の項市民窓口課の分担事務の欄中(11)を削り、(12)を(11)とし、(13)から(19)までを(12)から(18)までとし、同項国保課の分担事務の欄(5)中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項社会福祉課の分担事務の欄(1)を次のように改める。

(1) 地域福祉施策の総合調整に関すること。

別表市民福祉部の項社会福祉課の分担事務の欄(3)中「障害者」を「障がい者」に、「女性・子ども課」を「こども課」に改め、同欄(6)中「女性・子ども課」を「こども課」に改め、同欄中(15)を(17)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 高齢者虐待の相談及び措置に関すること。

(16) 女性のための悩みごと相談（DV相談を含む。）に関すること。

別表市民福祉部の項中

「

女性・子ども課	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 女性の活躍支援に関すること。</li><li>(2) 男女共同参画の推進及び施策の進行管理に関すること。</li><li>(3) 女性のための悩みごと相談（DV相談を含む。）に関すること。</li><li>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置及び入所に関すること（幼児保育課の所管するものを除く。）。</li><li>(5) 母子福祉に関すること。</li><li>(6) 障害児の福祉に関すること。</li><li>(7) 児童の手当（市民窓口課の所管するものを除く。）に関すること。</li><li>(8) 児童福祉施設の管理運営に関すること。</li><li>(9) 子育て支援センターの管理運営に関すること。</li><li>(10) 児童の健全育成に関すること。</li><li>(11) 家庭児童相談員に関すること。</li><li>(12) 児童委員に関すること。</li><li>(13) 児童福祉団体に関すること（幼児保育課の所管するものを除く。）。</li><li>(14) 社会福祉法人（児童及び女性の福祉施設を運営する法人に限る。）の認可及び監査に関すること。</li><li>(15) 児童の相談に関すること。</li><li>(16) 子育て支援に関すること。</li><li>(17) 少子化対策の推進（結婚応援を含む。）及び施策の進行管理に関すること。</li></ol>
---------	--

を

「

こども課	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置及び入所に関すること（幼児保育課の所管するものを除く。）。</li><li>(2) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。</li><li>(3) 障がい児の福祉に関すること。</li><li>(4) 児童の手当に関すること。</li><li>(5) 児童福祉施設の管理運営に関すること（保育園及びあすなろ学園の所管するものを除く。）。</li><li>(6) 子育て支援センターの管理運営に関すること。</li><li>(7) 児童の健全育成に関すること。</li><li>(8) 家庭児童相談員に関すること。</li><li>(9) 児童委員に関すること。</li><li>(10) 児童福祉団体に関すること（幼児保育課の所管する</li></ol>
------	---

に

	ものを除く。) (11) 社会福祉法人（児童福祉施設を運営する法人に限る。）の認可及び監査に関する事 (12) 児童の相談に関する事 (13) 子育て支援に関する事 (14) 少子化対策の推進（結婚応援を含む。）及び施策の進行管理に関する事。
--	---

改め、同項幼児保育課の分担事務の欄(1)、(3)及び(5)中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項健康推進課の分担事務の欄(14)中「清掃センター」を「リサイクル推進課」に改め、同項高齢者支援課の分担事務の欄(2)中「こと」の次に「(社会福祉課の所管するものを除く。）」を加え、同欄(6)中「加木屋デイサービスセンター」を「デイサービスセンター」に改め、同表環境経済部の項商工労政課の分担事務の欄(10)中「の推進及び総合調整」を削り、同項中

清掃センター	(1) 一般廃棄物の処理に関する事。 (2) 廃棄物取扱審査会に関する事。 (3) 西知多医療厚生組合に関する事（し尿処理及びごみ処理に関する事に限る。）。 (4) 清掃センターの維持管理に関する事。 (5) 一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する事。 (6) 清掃業務に係るパトロールに関する事。 (7) 収集委託業者の指導監督に関する事。 (8) 犬、猫等の動物の死体の処理に関する事。 (9) ごみの減量化及び資源化に関する事。 (10) リサイクル活動団体に関する事。 (11) 減量推進等の普及啓発に関する事。 (12) ごみ処理の基本計画に関する事。 (13) リサイクルセンターに関する事。
--------	--

リサイクル推進課	(1) 一般廃棄物の処理に関する事。 (2) 廃棄物取扱審査会に関する事。 (3) 西知多医療厚生組合に関する事（し尿処理及びごみ処理に関する事に限る。）。 (4) リサイクルセンターの維持管理に関する事。 (5) 一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する事。 (6) 清掃業務に係るパトロールに関する事。 (7) 収集委託業者の指導監督に関する事。 (8) 犬、猫等の動物の死体の処理に関する事。 (9) ごみの減量化及び資源化に関する事。 (10) リサイクル活動団体に関する事。
----------	--

	(11) 減量推進等の普及啓発に関すること。 (12) ごみ処理の基本計画に関すること。
--	---

改め、同表都市建設部の項都市計画課の分担事務の欄中(14)を(18)とし、(13)を(17)とし、(12)を(16)とし、(11)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 自転車等の放置の防止に関すること（土木課の所管するものを除く。）。

別表都市建設部の項都市計画課の分担事務の欄中(10)を(13)とし、(9)を(12)とし、(8)を(11)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 都市交通施策の総合調整に関すること。

(9) 市内循環バスに関すること。

(10) 地域公共交通会議に関すること。

別表都市建設部の項土木課の分担事務の欄(10)中「太田川駅東公共駐車場」を「公共駐車場」に改め、同欄に次のように加える。

(11) 自転車等駐車場の維持管理に関すること。

(12) 東海市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和62年東海市条例第13号）による措置に関すること。

別表都市建設部の項中

「

中心街整備課	(1) 太田川駅周辺地区の総合的整備に関すること。 (2) 中心街整備事務所の維持管理に関すること。
新駅周辺整備推進課	(1) 新駅周辺地区の総合的整備に関すること。 (2) 鉄道高架事業に関すること。

を

「

新駅周辺整備推進課	(1) 新駅周辺地区の総合的整備に関すること。 (2) 鉄道高架事業に関すること。
-----------	--

に

改め、同項市街地整備課の分担事務の欄に次のように加える。

(4) 中心街整備事務所の維持管理に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。